

東北医科薬科大学同窓会役員選任規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、東北医科薬科大学同窓会会則(以下、「会則」という。) 第4章に規定する役員の選任方法について定めるものである。

(選任の原則)

第2条 同窓会役員の選任に当たっては、会則第9条に定める役員が同窓会運営の中心を担うことに鑑み、同窓会及び母校の発展にとって最もふさわしい人物が公平かつ公正に選任されるよう努めなければならない。

第2章 役員選任委員会

(役員選任委員会)

第3条 会長及び監事の選任については、役員改選を行う総会前年度の10月末までに役員選任委員会を設置し、役員の選任業務を執行する。

- 2 役員選任委員会は、会則第14条に定める会務執行幹事及び会則第7条第1号、第2号に定める代議員の中から役員会で指名を行い組織する。
- 3 役員選任委員会の構成人数は5名以内とする。
- 4 役員選任委員会は、会長候補者及び監事候補者の名簿への登載を希望する正会員の整理に係る事務全般を統轄する。
- 5 役員選任委員会は、役員改選を行う総会が終了し、新たな会長及び監事が選任された時点でその任を終える。

(選任委員)

第4条 前条の定めにより選任された役員選任委員会委員(以下、「選任委員」という。))は

互選により役員選任委員会委員長（以下、「選任委員長」という。）、及び役員選任委員会副委員長を選任する。

- 2 選任委員長は、役員選任委員会を代表し、その事務を統轄する。
- 3 選任委員が、会長または監事の候補者として推薦された場合、選任委員としての資格を失うものとし、会長は、すみやかに委員を指名し欠員を補充する。

第3章 役員を選任

（会長及び監事を選任）

第5条 会長及び監事は、本規程第2条の原則に基づき、役員選任委員会において、立候補者のとりまとめ及び候補者（案）の作成を行い、役員会に報告、評決により候補者を決定し、総会において選任する。

- 2 改選の公示は役員改選を行う総会前年度の12月中に、同窓会報および大学ホームページに掲載する。
- 3 会長及び監事立候補者は、同窓会員としての活動の履歴と抱負を記した書面を期日（翌年の2月末日）までに役員選任委員会に提出する。
- 4 選任委員長は、役員会において、会長及び監事候補者の選考過程について説明を行う。また、総会においても同様に説明を行うものとする。
- 5 会長及び監事候補者に求める要件は次の各号のとおりとする。
 - (1) 大学の状況を概ね把握している。
 - (2) 大学および同窓会事務局と緊密な連携をもって活動できる。

（副会長、幹事を選任）

第6条 副会長及び幹事は、大学の状況の把握、同窓会活動への理解・協力、卒業年並びに代議員経験等を考慮し、会長が指名する。

第4章 雑 則

(規程の制定改廃)

第7条 この規程の制定改廃は、役員会の議を経て、総会において承認を得なければならない。
い。

(規程の発効)

第8条 この規程の発効は、役員会の議を経て、最初に開催された総会において承認を得た
日から施行する。

(附 則)

本規程は、令和7年7月5日から施行する。